

## 調 査 計 画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

適用実態調査（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第4条第1項に基づく適用実態調査）

### 2 調査の目的

法人税関係特別措置について、措置ごとの適用法人数、適用総額等の適用の実態を把握することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る事業年度において法人税関係特別措置の適用を受けようとするもの

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

最大で約300万

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① 法人の名称

② 法人の納税地及び法人番号

③ 法人の事業年度の開始の日及び終了の日

④ 法人の行う事業の属する業種

⑤ 法人の事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額

⑥ 法人の事業年度の所得金額又は欠損金額

⑦ 法人の事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置の租税特別措置法の条項

⑧ 法人の事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置の適用額

[集計しない事項の有無] 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

4月1日から翌年3月31日までの間に終了する法人の事業年度

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

国税庁－国税局等・税務署－報告者

※等とは沖縄国税事務所を指す。

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他 (税務署経由)

[調査方法の概要]

報告者は、次の方法により調査票 (適用額明細書) を提出する。

① e-Taxによる電子申告において、調査票を法人税申告書に添付する方法

② 税務署、国税庁のホームページ等において調査票を入手し、法人税申告書に添付して税務署に提出する方法

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ( )

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査の実施期間：原則として毎年6月1日から翌年5月31日まで

調査票の提出期限：原則として事業年度終了の日の翌日から2月以内

8 集計事項

(1) 租税特別措置ごとの適用者数及び適用総額

法人税関係特別措置ごとの適用法人数及び適用総額

(2) 法人税関係特別措置ごとの高額適用額

法人税関係特別措置ごとの高額適用額 (調査票 (適用額明細書) に記載された当該法人税関係特別措置の適用額について最も大きいものから順次その順位を付した場合における第一順位から第十順位までに該当する各適用額)

(3) 租税特別措置の適用を受けた納税者の分布状況等

法人税関係特別措置ごとの業種別・資本金階級別の適用法人数及び適用額、法人税関係特別措置ごとの業種別・所得階級別の適用法人数及び適用額

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 ( 全部公表 一部非公表 全部非公表 )

(2) 公表の方法 ( e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧 )

適用実態調査の結果に関する報告書を、内閣が国会に提出すること等により公表する。

(3) 公表の期日

報告書を作成した会計年度に開会される国会の常会閉会までに公表

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )

使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

・適用額明細書の保存期間は

平成30年1月31日までの間に終了した事業年度：9年

平成30年2月1日以後に終了した事業年度：10年

・調査票情報 (統計の二次利用のための調査票情報文書) の保存期間は「永年」

(2) 保存責任者

・適用額明細書の保存責任者は「税務署の法人課税部門(調査部門)の筆頭統括官」

・調査票情報 (統計の二次利用のための調査票情報文書) の保存責任者は「国税庁課税部法人課税課長」